

# 再生可能エネルギー特別措置法の主要論点に関する パブリックコメントについて

平成 24 年 5 月 16 日  
資源エネルギー庁  
新エネルギー対策課

## 1. 概要

昨年 8 月 26 日に成立した、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。以下「法」という。）」の施行（平成 24 年 7 月 1 日）に向け、制度の根幹を成す以下の事項に関するパブリックコメントを実施する。

## 2. 今回パブリックコメントを行う事項

### ①調達価格・調達期間及び再生可能エネルギー発電設備の区分に関する事項 (告示、省令)

法では、調達価格・調達期間については、調達価格等算定委員会の意見を尊重した上で、経済産業大臣が定めることと規定されており、先日、経済産業大臣に提出された調達価格等算定委員会意見に基づいて調達価格・調達期間及び再生可能エネルギー発電設備の区分について定めるものである。

### ②買取対象となるための設備の認定に関する事項（省令）

法では、電気事業者に対し特定契約を申し込むためには、事前に経済産業大臣による設備認定を受けることが必要と規定されている。

具体的には、調達期間にわたり安定的かつ効率的に発電することが可能かどうか等について経済産業省令で規定することとされており、その設備の認定（各経済産業局において実施）に関する基準等について定めるものである。

### ③買取契約の締結拒否・接続拒否等に関する事項（省令）

法では、特定契約を申し込まれた電気事業者は、経済産業省令で定める正当な理由がある場合を除き断ることができないと規定されている。

また、同じく法では、電気事業者の電気工作物に対して発電設備の接続の請求があった場合には、経済産業省令で定める正当な理由がある場合を除き

断ることができないと規定されている。こうした拒否ができる場合の正当な事由について定めるものである。

#### **④賦課金の減免に関する事項（政令、省令、告示）**

法では、電気事業者が再生可能エネルギー電気を調達するために支払った費用は、賦課金として電気の全使用者に対して電気の使用量に応じて請求することができる」と規定されている。

他方、電力の使用量が著しく大きい事業者や東日本大震災の被災者に対しては、一定の要件を満たした場合に賦課金の減免が受けられる旨規定されており、その具体的な要件について定めるものである。

#### **⑤賦課金の納付や買取費用の交付に関する事項（省令・告示）**

法では、電気事業者が電気の使用者から徴収した賦課金については費用負担調整機関に納付するとともに、費用負担調整機関はこれを原資に、電気事業者が支払った買取費用を交付することとされている。これらの金銭のやり取りの細目について定める。

#### **⑥その他既存設備等に関する事項**

既存設備の取扱いや、現行余剰買取制度の対象となっている発電設備の新法への移行に関する事項を定める。

### **3. 今後のスケジュール**

パブリックコメント終了後、順次、政令、省令、告示により規定する。

以上